

# Ⅲ 統計表の見方



# 県民経済計算について

## 1 目的と性質

### (1) 目的

県民経済計算は、一定期間（1会計年度）に県内で行われた経済活動を、主として「生産」「分配」「支出」の三つの側面から金額により把握し、県経済の規模、産業構造、所得水準などの全体像を明らかにすることで、行財政の基礎資料や、学術研究、企業活動の資料などとして幅広く活用することを目的としています。

我が国では都道府県ごとにこうした経済計算が作成されているため、地域間の経済状況の比較を行うことにも役立てられています。

### (2) 統計としての性格

統計には、調査票などにより調査客体（対象）から直接得られた情報を集計して作る「一次統計」と、一次統計を加工したり組み合わせたりして作成する「二次統計」があります。国民経済計算や県民経済計算は、経済活動に関する多岐にわたる既存の統計を利用して金額を推計していくもので、「二次統計」の代表的なものと言えます。

したがって、作成するためには、対象とする年度についての一次統計が出そろふ必要があるため、完成までにある程度の時間を要し、毎年公表されるものは約2年度前の経済計算となります。

### (3) 国民経済計算との関係

県民経済計算は、国民経済計算の考え方や推計方法に準拠して作成しているため、「国民経済計算の地方版」ということができますが、国民経済計算と比較すると、省略されている部分や、独自の計算方法が用いられている部分もあります。

国民経済計算は、1年度間における経済活動を次の5つの部門で推計していますが、県民経済計算では、このうち①と②に相当する推計のみを行い、それを基に①②④⑤に相当する表を作成しています。

＜国民経済計算が対象とする部門＞

- ① 国民所得（分配・支出）：雇用者報酬や営業余剰などと、それらの使用との関係
- ② 産業連関（生産・支出）：生産される財・サービスと、それらの購入との関係
- ③ 資金循環：金融機関と各主体との資金のやりとり
- ④ 国民貸借（ストック）：経済活動の結果蓄積された資産・負債の大きさ
- ⑤ 国際収支：海外との財・サービス・報酬などのやりとり

また、生産額などそれぞれの数値については、単に国民経済計算において算出された値を都道府県に振り分けるだけでなく、地域の実態を反映した各種統計や実際の金額に基づき積み上げ方式で推計している部分も多いため、全都道府県の合計は必ずしも国民経済計算の値とは一致しません。

## 2 構成

### (1) 表示の形式・用語

国民経済計算は、会計学の考え方をを用いて考案された部分があるため、事業者の会計記帳の方法、いわゆる「簿記」の概念・用語が応用されており、このため県民経済計算においても同じような概念や用語を使用します。

特に、経済計算の基礎となる「勘定」という概念は、簿記の考え方を引き継いだ独特の考え方です。ここでいう「勘定」は、私たちが日常使う「計算」「支払い」といった意味ではなく、「金額を集計するための一定のグループ」を意味します。

1つのグループ（勘定）には必ず、「合計額が一致する2つの集計表」がセットで含まれています（このような記載方法を「複式簿記」といいます）。例えば、「産出側の総生産」と「支出側の総生産」、「可処分所得」と「可処分所得の支出」などで、これらは経済学の理論上、お互いの合計額が一致する関係にあるため、並列して記載されることになっています。

## (2) 二つの体系

このように、経済計算では、「勘定」ごとのまとまりで金額を表示していく形式を基本としており、この方式を総称して「勘定体系」と呼んでいます。勘定体系ではさらに「企業」や「家計」など、経済活動の主体（この主体を「制度部門」といいます。）に分けて表示することができます。

この体系では、複式簿記の原則に従い二つの表を併記していくため、それらの表同士の対応関係が明確になるという利点がある一方、表中の各項目が概念的・抽象的で分かりにくいという難点もあります。

そこで、より具体的で分かりやすい表示方法として、生産・分配・支出の各系列の内訳を積み上げる形で示した表を、勘定体系とは別に作成しています。これら積み上げ式の表を「主要系列表」と呼んでいます。

このため、県民経済計算は、大きく分けて「基本勘定（勘定体系）」と「主要系列表」の二つの体系で構成されています。

## 3 作成方法

### (1) 国民経済計算と国際標準

各都道府県の経済計算は、内閣府が示す「推計方法ガイドライン」に基づき作成されているため、基本的な考え方や推計方法は共通しています。

このガイドラインは、日本の国民経済計算の考え方・推計方法に準拠しており、さらに国民経済計算は国連が提案している国際標準方式「SNA（System of National Accounts）」に合致するものとなっています。したがって、国民経済計算、県民経済計算とも、世界共通の指針に基づいた推計方法を採用しているということになります。

国際標準方式であるSNAは、1953年に最初のものが作成されて以降、社会・経済構造の変化を反映しながら15年または25年に一度改定が行われており、経済の実態をより適切に反映できるよう、今なお研究が重ねられています（現在は2008SNA）。

我が国の国民経済計算、県民経済計算についても、国際標準の改定を踏まえつつ、定期的に（原則5年に一度）推計基準の改定が行われています。このため推計方法が常に同じとは限らず、同じ年度の経済計算であっても、基準改定の前と後とでは数値が異なる場合があります（現在は平成23(2011)年基準）。

### (2) 県民経済計算の作成方法

県民経済計算を作成するに当たっては、上記ガイドラインに従い、「生産」「分配」「支出」の3つの系列に分けて、それぞれ該当する経済活動の区分ごとに金額を推計していきます。この推計では、国民経済計算による数値や既に公表されている統計データのほか、企業や団体、行政機関などへの直接照会により得られた数値を使用することもあります。（詳細な推計方法については別途記載の「推計方法」を参照してください。）

こうした作業により、2(2)で述べた「主要系列表」をまず作成し、そこから勘定体系の各表を作成していきます。

なお、県民経済計算は、国民経済計算（2008SNA・平成23(2011)年基準）に準拠して平成18(2006)年度から作成していますが、過年度分の推計作業に用いた統計データが改定・修正された場合などは、該当する年度について遡って推計し直しています。このため、(1)の基準改定の有無に関わらず、同じ年度の値であっても公表された時期により数値が異なる場合があります。

### (3) 栃木県産業連関表の活用

産業連関表とは、一定の地域内で、産業間、または産業と家計などの間で行われた取引について、業種別に相互の依存関係が分かるような形で表にまとめたものです。SNAの考え方では、産業連関表も国民経済計算の一部（1（3）②のとおり）であり、日本の産業連関表も国民経済計算と密接な関係にあります。

県においても、県民経済計算とは別に「栃木県産業連関表」を作成していますが、県民経済計算の推計に当たっては、産業連関表の情報の一部を活用しています。ただ、産業連関表は作成の時期や方法が県民経済計算とは異なるため、掲載された生産額などは県民経済計算とは必ずしも一致しません。

## 4 見方と活用

### (1) 県民経済計算から分かること

県民経済計算からは多種の情報を得ることができますが、主として、地域の経済をマクロ的、総合的な視点から知るために適した統計であり、例えば主要系列表からは次のようなことが分かります。

- 生産系列 …… 地域の産業構造の実態、経済成長率など
- 分配系列 …… 地域の所得水準、所得の構成など
- 支出系列 …… 地域経済における需要構造、家計の消費支出の構成など

さらに、基本勘定からは、財・サービスの県外依存度や、固定資本・貯蓄の蓄積状況などを知ることができます。

### (2) 主な表の意味

#### ア 基本勘定

##### ○ 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

財・サービスの生産によって生み出された価値である「生産」と、それに対して支払われた対価である「支出」を対照させた表です。

##### ○ 県民可処分所得と使用勘定

所得のうち県民（企業を含む）が自由に使うことのできる額と、その使途を対照させた表です。

##### ○ 資本調達勘定（実物取引）

所得から「貯蓄」に回された額と、そのうち固定資本などの資産に変じた分を対照させた表です。

##### ○ 県外勘定（経常取引）

県外との財・サービス・報酬等のやりとりについて、「県外へ支払った分」と「県外から受け取った分」を対照させた表です。

#### イ 主要系列表

##### ○ 経済活動別県内総生産（生産側）

業種（経済活動）ごとに、生産された財・サービスを「生産額」（産出額から経費を減じたもの）によって示した表です。

##### ○ 県民所得及び県民可処分所得の分配

雇用者報酬、財産所得、企業所得など所得の分配額を、受け取る主体ごとに示した表です。

##### ○ 県内総生産（支出側）

分配された所得の使途を、費目別の最終消費支出、資本形成などの区分ごとに示した表です。

# [1] 基本勘定

## 1 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨及びサービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果を統合し、一定期間における一県の経済活動の結果をまとめたものです。

### (1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）（P.18）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内生産を生産側と支出側から捉え、制度部門の所得支出勘定と資本勘定を統合しています。

なお、総生産（総支出）は県内ベースです。

勘定の上段(1～5)は、県内活動における付加価値総額を市場価格によって示した県内総生産（生産側）です。項目としては、県内雇用者報酬、営業余剰・混合所得（注）、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金で構成されています。

勘定の下段(6～11)は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって示した県内総生産（支出側）です。項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出、総固定資本形成及び在庫変動、財貨・サービスの移出入（純）、統計上の不突合で構成されています。

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）とは理論上必ず同額となるべきものですが、実際の推計の上では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致があります。そのため、統計上の誤差などによると思われる支払いの計数上の差額を、「統計上の不突合」として、県内総生産（支出側）に計上し、バランスをとっています。

（注）混合所得：個人企業の所得のこと。個人企業の場合、企業家としての所有者に対する報酬（生産から発生した余剰）と労働報酬の2種類の所得を含むことから「混合所得」と言われています。

#### ① 県内雇用者報酬

県民雇用者報酬（P.78参照）を県内ベースに組み替えたものです。

#### ② 営業余剰・混合所得

生産における企業活動の貢献分で、県内雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金とともに付加価値の構成要素の一つです。

なお、家計の分（個人企業）については、「混合所得」といいます。

#### ③ 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指します。企業会計における減価償却費が簿価で示されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で示されます。なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む（控除前の）計数は“総”（グロス）、これを含まない（控除後の）計数は“純”（ネット）を付して示されます。

#### ④ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とはいわゆる「間接税」であり、財貨・サービスの生産、販売、購入や使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担です。税法上損金算入が認められて所得とはならず、その負担が最終購入者へ転嫁されるもので、消費税、酒税、関税、不動産取得税、印紙収入などがあります。財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入（日本中央競馬会納付金など）も生産・輸入品に課される税に含まれます。

持ち家計は、住宅賃貸業を営むものという考え方になっているので、家計からの固定資産税は生産・輸入品に課される税として扱われます。

生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接、税を支払った産業の生産・輸入品に課される税とすることが原則です。

#### ⑤ 補助金（控除）

補助金は、政府から企業に対して支払われ、経常費用を賄うために交付し、財・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常的交付金です。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれます。補助金によってその額だけ市場価格が低下してしまうため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができます。価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他産業振興費、運営費補助費などがあります。

### (2) 県民可処分所得と使用勘定 (P. 20)

この勘定は、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合しています。

勘定の下段(4~10)（受取側）の県民可処分所得は、要素所得（県内雇用者報酬や営業余剰・混合所得）の受取や財産所得などの移転所得の受払で構成されています。

勘定の上段(1~3)（支払側）は、県民可処分所得の使用で、最終消費支出と残差項目である貯蓄で構成されています。

なお、この勘定は、制度部門別所得支出勘定を合わせることにより得られます。

#### ①民間最終消費支出

主要系列表 3 県内総生産（支出側）（名目・実質・デフレーター） 参照(P. 81)

#### ②政府最終消費支出

主要系列表 3 県内総生産（支出側）（名目・実質・デフレーター） 参照(P. 82)

#### ③県民貯蓄

県民可処分所得のうち最終消費支出として使用されずに残り、投資のための資金となります。

なお、財貨サービスの取引に伴って生じる資本利得や損失は貯蓄概念から除外されます。

#### ④県内雇用者報酬

1 - (1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側） 参照(P. 70)

#### ⑤県外からの雇用者報酬（純）

労働力を提供したことによる要素所得について、県内居住者と県外居住者の間の受払を受取の純計として推計したものです。

## ⑥営業余剰・混合所得

1－(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側） 参照(P. 70)

## ⑦県外からの財産所得（純）

利子・法人企業の分配所得などの経常移転所得について、県内居住者と県外居住者の間の受払を受取の純計として表わしたものです。

## ⑧生産・輸入品に課される税

1－(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側） 参照(P. 71)

## ⑨補助金（控除）

1－(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側） 参照(P. 71)

## ⑩県外からの経常移転（純）

財産所得以外の経常移転のことで、所得・富等に課される経常税、現物社会移転以外の社会給付と社会負担など他項目で示されない経常移転取引が含まれており、その経常移転について、県内居住者と県外居住者の間の受払を、受取の純計として表わしたものです。

## (3) 資本調達勘定（実物取引）(P. 22)

この勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したもので、実物取引と金融取引に区分されていますが、県民経済計算では実物取引について計上します。

この勘定においては各制度部門別における資金過不足の和が県外に対する債権の変動に等しくなり、貯蓄投資差額の和は、県外に対する債権変動プラス統計上の不突合に等しくなっています。

資本移転には、県外からの資本移転（純）のみ計上されています。

## (4) 県外勘定（経常取引）(P. 24)

県外勘定においては、県全体としてとらえた県外取引が計上されており、県外の視点から記録されています。経常取引と資本取引とに区分されていますが、県民経済計算では経常取引について計上しています。経常取引勘定ではバランス項目として、支払側に「経常県外収支」を置くことでまとめられています。

## 2 制度部門別所得支出勘定 (P. 26～)

この勘定は、(1) 非金融法人企業、(2) 金融機関、(3) 一般政府、(4) 対家計民間非営利団体、(5) 家計(個人企業を含む)の5制度部門別に作成されています。生産活動の結果発生した付加価値(所得)が、制度部門及び県外部門間で、どのように振り分けられているかを示しています。

勘定の上段(支払)には、最終消費支出、移転項目(財産所得と経常移転)及び残差である貯蓄などが示されています。

勘定の下段(受取)には、要素所得としての県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び移転項目(財産所得、経常移転)が示されています。

### 《経常移転》

制度部門別所得支出勘定に示される移転には「(1) 財産所得」と「(2) 経常移転」があり、勘定の「受取」「支払」それぞれに計上されます。

### 《要素所得》

生産活動に提供した生産要素に対する所得で、「県民雇用者報酬」と「営業余剰・混合所得」があります。県民雇用者報酬は家計に、営業余剰・混合所得は非金融法人企業、金融機関、家計にそれぞれ計上されます。

#### (1) 財産所得

主要系列表 2 県民所得及び県民可処分所得の分配 参照(P. 78)

#### (2) 経常移転

大別すると次の3種類からなっています。

ア 所得・富等に課される経常税は、従来の直接税で、関係の各制度部門に計上されています。

イ 現物社会移転以外の社会給付は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」、「社会扶助給付」からなり、うち「現金による社会保障給付」は、全制度部門に計上されます。

ウ その他の経常移転は、「非生命純保険料」と「非生命保険金」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転(罰金、寄付金等)」があり、これからの受払が関係の各制度部門に計上されています。

#### (3) 最終消費支出及び貯蓄

「最終消費支出」は、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計に計上されています。その結果、受取側(下段)と支払側(上段)の残差として「貯蓄」が支払側に計上されています。

### 3 制度部門別資本調達勘定 (P. 32～)

この勘定は、(1) 非金融法人企業、(2) 金融機関、(3) 一般政府、(4) 対家計民間非営利団体及び家計(個人企業を含む)の4つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものです。

#### 《実物取引勘定》

実物取引勘定は、総固定資本形成(ネットで取引を記録しているため、固定資本減耗分を控除し、純貯蓄を得ている)、在庫品増加、土地の購入(純)という実物資産を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにします。

原資は、①所得支出勘定における受取のうち、他の支払いにあてられず残差として得られた貯蓄、他の部門からの資産の購入のために反対給付なしに受け取る資本移転(受取一支払の純額)からなります。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、純貸出として計上され、資金を他部門で運用することになります。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、純借入として計上されて、県外を含め、他の部門から資金を調達することになります。

#### 《統合勘定における資本勘定との関係》

統合勘定における資本調達勘定は、各制度部門の資本勘定を積み上げたものですが、表章上は以下の各点が異なっています。

- (1) 制度部門勘定では、「土地の購入(純)」により部門間の土地売買を計上していますが、土地の売買は住居者間のみで行われるため、県全体で見ると土地売却＝土地購入となるので、統合勘定においては「土地の購入(純)」は表章されていません。  
なお、県外における土地の購入は県外勘定(資本取引)に計上され、概念上は金融資産の取得となります。
- (2) 制度部門勘定におけるバランス項目として「純貸出(+)/純借入(-)」として表章されていますが、統合勘定においては「県外に対する債権の変動」として表章されています。しかし、統計上の不突合があるため各制度部門の貯蓄投資差額の合計は、統合勘定の県外に対する債権の変動とは一致しません。これは、一県全体の貯蓄投資バランスは県外に対する債権純増になること、及び統合勘定における「統計上の不突合」はその性格からして各制度部門に分割することが不可能であり、制度部門勘定には計上されていないことのためです。したがって、県外に対する債権純増＋統計上の不突合＝各部門の貯蓄投資差額の合計となります。
- (3) 資本移転は、統合勘定では「県外からの資本移転等(純)」として計上されています。これは、県内部門間の資本移転は相殺され、県外からの資本移転のみ計上されるためです。

## [2] 主要系列表

### 1 経済活動別県内総生産（生産側）（名目・実質・デフレーター）（P. 34～）

#### ① 県内総生産（名目）

経済活動別県内総生産とは、1年度間の生産額を、それぞれの経済活動（産業）ごとに示したものです。この生産額は、財貨・サービスとして生み出された価値の評価額（付加価値）から、中間投入額（経費）を差し引くことで推計しています。

推計は、次のような考え方で行っています。

- ・ 生産活動は「県内」で行われたものを対象とするため、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されたものも含む（逆に、県内居住者の所得として分配されていても、県外での生産活動に伴うものであれば、その額は含めない）
- ・ 生産額には、農家の自家消費にあてられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービスなど、貨幣と交換されない生産物や便益も含む
- ・ 事業所の産出額には、本社、その他の事業所の産出額・中間投入額が織り込まれているものとみなす
- ・ その際、例えば本社と工場の所在県が異なる場合は、経費は工場で消費したものとみなし、本社からはサービスが移入したものと取り扱う

#### ② 県内純生産

①で推計した県内総生産には、固定資本の減耗分に相当する額が生産額として含まれています。ここから固定資本減耗分を減じたものを「県内純生産」と呼びます。

また、この段階での県内純生産は、財貨・サービスの価格を左右する税（生産・輸入品に課される税）や補助金の額も含んでいるため、「生産者価格表示の県内純生産」と呼ばれ、税や補助金の影響を除去したものは「要素費用表示の県内純生産」と呼ばれます。

これらの関係を式で表すと次のようになります。

$$\text{県内総生産（生産者価格表示）} = \text{県内純生産（要素費用表示）} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}$$

県内純生産（要素費用表示）に「県外からの要素所得」を加えたものが、分配系列で述べる「要素費用表示の県民所得」となります。

#### ③ 県内総生産（実質）とデフレーター

県内総生産は市場価格で評価されるために物価による変動を含んでいるため、同じ条件下で経年比較を行うためには、物価変動の影響を除去する必要があります。この影響を除去する前のものを名目県内総生産（名目値）、除去後のものを実質県内総生産（実質値）と呼んでいます。

各年度の実質値の算出に当たっては、常に前年を基準年として毎年毎年の積み重ねで接続していく方法を採用しており、これを「連鎖方式」と言います。

このとき、実質値を算出するために用いられる価格指数を「デフレーター」と呼び、生産側では、各項目の名目値を実質値で除したもの（インプリシット・デフレーター）を表示しています。

#### ④ 各経済活動の範囲と産業分類

各経済活動の範囲は、原則として経済活動が行われる事業所を単位として、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準拠していますが、一部例外として取り扱うものもあります。

該当する産業分類及び取扱上の注意点は、以下のとおりです（各産業のコードは日本標準産業分類による）。

##### (1) 農林水産業

農業は、「農業」「林業」「水産業」から構成されます。

###### ア 農業

農業は、01農業から、「0113野菜作農業」中の「きのこ類の栽培」、014園芸サービス業を除いたものです。

###### イ 林業

林業は、02林業に、「0113野菜作農業」中の「きのこ類の栽培」を加えたものです。

###### ウ 水産業

水産業は、B漁業のすべてです。

##### (2) 鉱業

鉱業は、05鉱業、採石業、砂利採取業に、2181砕石製造業を加えたものです。

##### (3) 製造業

製造業は、E製造業から2181砕石製造業を除き、「5895料理品小売業」中の「製造小売分」、952と畜場、「901機械修理業」中の「空港等で行われる航空機整備」を加えたものです。

##### (4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業

電気・ガス・水道・廃棄物処理業は、「電気業」「ガス・水道・廃棄物処理業」から構成されます。

###### ア 電気業

33電気業です。

###### イ ガス・水道・廃棄物処理業

34ガス業、35熱供給業、36水道業のうち「361上水道業」中の「船舶給水業」を除いたもの、88廃棄物処理業です。

##### (5) 建設業

建設業は、D建設業のすべてです。

##### (6) 卸売・小売業

卸売・小売業は、「卸売業」と「小売業」から構成されます。

###### ア 卸売業

50各種商品卸売業～55その他の卸売業に、「959他に分類されないサービス業」中の「卸売市場」を加えたものです。

###### イ 小売業

56各種商品小売業～57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食料品小売業のうち「5895料理品小売業」中の「製造小売分」を除いたもの、59機械器具小売業、60その他の小売業のうち「6033調剤薬局」中の「調剤」を除いたもの、61無店舗小売業、6421質屋です。

##### (7) 運輸・郵便業

運輸・郵便業は、「361上水道業」中の「船舶給水業」と、42鉄道業～49郵便業（信書便事業を含む）、「861郵便局」中の「郵便」、693駐車場業（ただし、自動車の保管を目的とする駐車場と、路面上に設置される駐車場を除く）、791旅行業です。

**(8) 宿泊業・飲食サービス業**

宿泊業・飲食サービス業は、75宿泊業（会社の寄宿舎、学生寮等を除く）、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業から「7721配達飲食サービス業」中の「学校給食」を除いたものです。

**(9) 情報通信業**

情報通信業は、「通信・放送業」と「情報サービス・映像音声文字情報制作業」から構成されます。

**ア 通信・放送業**

通信・放送業は、37通信業、862郵便局受託業、38放送業です。

**イ 情報サービス・映像音声文字情報制作業**

情報サービス・映像音声文字情報制作業は、39情報サービス業、40インターネット附随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業です。

**(10) 金融・保険業**

金融・保険業は、62銀行業、63協同組織金融業、64貸金業、クレジットカード等非預金信用機関から「6421質屋」を除いたもの、65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等、67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）です。

**(11) 不動産業**

不動産業は、「住宅賃貸業」「その他の不動産業」から構成されます。

**ア 住宅賃貸業**

住宅賃貸業は、692貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料です。

**イ その他の不動産業**

その他の不動産業は、68不動産取引業、691不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）、693駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む）、694不動産管理業です。

**(12) 専門・科学技術、業務支援サービス業**

専門・科学技術、業務支援サービス業は、70物品賃貸業、71学術・開発研究機関、72専門サービス業（他に分類されないもの）から「727著述・芸術家業」を除いたもの、73広告業、74技術サービス業（他に分類されないもの）から「746写真業」を除いたもの、91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業です。

**(13) 公務**

公務は、S公務（他に分類されるものを除く）に、8511社会保険事業団体を加えたものです。

**(14) 教育**

教育は、「7721配達飲食サービス業」中の「学校給食」、81学校教育から「819幼保連携型認定こども園」中の「保育所型」を除いたもの、82その他の教育、学習支援業から821社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業、「8229その他の職業・教育支援施設」中の「児童自立支援施設」を除いたものです。

**(15) 保健衛生・社会事業**

保健衛生・社会事業は、「819幼保連携型認定こども園」中の「保育所型」、「6033調剤薬局」中の「調剤」、「8229その他の職業・教育支援施設」中の「児童自立支援施設」、83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業から「8511社会保険事業団体」を除いたものです。

**(16) その他のサービス**

その他のサービスは、014園芸サービス業、727著述・芸術家業、746写真業、78洗濯・理容・美容・浴場業、79その他の生活関連サービス業から791旅行業を除いたもの、80娯楽業、821社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業、87協同組合（他に分類されないもの）、89自動車整備業、90機械等修理業（別

掲を除く)から「901機械修理業(電気機械器具を除く)」中の「空港等で行われる航空機整備」を除いたもの、93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業から952と畜場を除いたものです。

## 2 県民所得及び県民可処分所得の分配(P. 42～)

県民所得及び県民可処分所得の分配は、県内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値額を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによってとらえられます。

### ① 県民雇用者報酬

県民雇用者報酬は、(1)賃金・俸給、(2)雇主の社会負担の二つに分類されます。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、あらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者です。ただし、個人業主と無給の家族従業者は除かれます。法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども雇用者に含まれます。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては、家計最終消費支出との対応関係もあり、常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなすこととします。3か月以上他県に就労する季節労働者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなします。

県民雇用者報酬の内訳項目は、次のとおりです。

#### (1) 賃金・俸給

##### ア 現金によるもの

所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬(給与や賞与)、議員歳費等が含まれます。

##### イ 現物によるもの

自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれます。

#### (2) 雇主の社会負担

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」及び「雇主の帰属社会負担」からなります。

雇主の現実社会負担は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれます。

雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれます。年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれます。

雇主の帰属社会負担は、さらに雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担に分かれます。

雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度(雇用関係をベースとした社会保険制度)のうち確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む)に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分(現在勤務増分)に、これら制度の運営費(「年金制度の手数料」と呼ばれる)を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義されます。

雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金に

より雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれます。

## ② 財産所得（非企業部門）

「財産所得」とは、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれらを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念です。財産所得の受払は、通常、全ての制度部門に記録されます。また、財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」の4つに分かれます。国民経済計算では独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、県民経済計算では法人企業の分配所得に含んでいます。

### （1）利子

預貯金、貸出金、借入金、手形、売掛金、買掛金などの金銭的請求権について生じた利息、割引料などの所得の移転です。

### （2）法人企業の分配所得

「法人企業の分配所得」は、「配当」と「準法人企業所得からの引き出し」に分かれます。

「配当」は、株主が、投資を行った結果として権利を得る投資所得を指します。

「準法人企業所得からの引き出し」は、法人企業ではないが、これと同様に行動する「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、株式会社（法人）の持分権者が受け取る配当と性質が類似するものになります。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれます。

### （3）その他の投資所得

投資所得のうち、利子、法人企業の分配所得以外のものは「その他の投資所得」に含まれます。

具体的には、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」になります。

#### ア 保険契約者に帰属する投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」には、生命保険（及び年金保険）や非生命保険（及び定型保証）の保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得及び保険契約者配当が含まれます。

#### イ 年金受給権に係る投資所得

「年金受給権に係る投資所得」とは、退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指します。

#### ウ 投資信託投資者に帰属する投資所得

「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指します。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行います。本項目は、計数としては、基礎統計上の制約から2012年度以降計上されています。

### （4）賃貸料

「賃貸料」は、土地等の非生産資産の所有者である賃貸人が、賃借人にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指します。具体的には、土地の純賃貸料と、知的財産権等使用料のうち著作権等使用料が含まれます。

### ③ 企業所得（法人企業の分配所得受払後）

企業所得は、営業余剰・混合所得（注）に財産所得の受払の差額、すなわち、純財産所得を加えたものです。（1）民間法人企業、（2）公的企業、（3）個人企業ごとに表示されています。

（注）営業余剰・混合所得は、企業会計でいう営業利益にほぼ相当します。したがって企業所得は、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を支払い、逆に他社から株式配当などの営業外収益を加えた、いわゆる経常利益に相当する概念に近いものといえます。

#### （1）民間法人企業

民間法人企業所得は、非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導きだされ、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて明示しています。

#### （2）公的企業

公的企業は、原則として政府により所有かつ支配されている中央・地方の各企業です。商法その他の公法、特別立法、行政規則などにより法人格をもつ公的法人企業と、生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を単位とします。

公的法人企業には、日本銀行、都市再生機構などがあげられ、非法人政府事業体としては、印刷、造幣、郵政事業のような企業特別会計が該当します。

公的企業所得は、企業所得総額から民間法人企業所得を差し引いた額に等しくなっています。

#### （3）個人企業

個人企業は、個人が企業の主体となり、家族の労働を使って企業を運営しているものです。

個人企業については、家計分との経理が明確に区別しにくいいため、受取財産所得が営業資産に関して生じたものであっても、最終消費主体としての家計の財産所得とみなして、企業所得には含めません。

また、支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子については、消費用のもの（消費者負債利子）とその他の利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払と考えます。

なお、自宅と事業所が異なる場合は、事業所の所在する県の経済活動とみなし、営業余剰から、企業活動による利子、賃貸料の支払、反対給付のない経常移転の支払を控除したものを事業活動県の財産所得のその他の支払とします。自宅所在県では、同額を県外からの財産所得の受取として計上します。

### ④ 県民所得

以上の諸項目の合計額が、県民概念の要素費用表示の純生産＝県民所得として表示されます。

### ⑤ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

要素費用表示の県民所得（4）を市場価格表示の県民所得に評価基準を合わせるための調整項目として、ここで計上します。

1－（1）県内総生産勘定（生産側及び支出側） 参照（P.70）

### ⑥ 県民所得（市場価格）（4＋5）

市場価格ベースの県民所得です。

### ⑦ 経常移転（純）

経常移転は、（１）非金融法人企業および金融機関、（２）一般政府、（３）家計（個人企業を含む）、（４）対家計民間非営利団体に分けて表示されています。制度部門別所得支出勘定での財産所得以外の経常移転の受払の差額が計上されています。

### ⑧ 県民可処分所得（６＋７）

県民可処分所得は、市場価格表示の県民所得（６）に、経常移転（純）（７）を加えることにより得られ、前述の４つの制度部門ごとに表示されています。

## 3 県内総生産（支出側）（名目・実質・デフレーター）（P. 46～）

県内総生産（支出側）は、１年度間に県内で行われた消費活動などを、支出を行う主体ごとに示したもので、家計や政府（行政機関など）による消費支出に、固定資本形成（投資など）のための支出額を加え、さらに県外との財貨・サービスのやりとり（移出入）を加味することで推計しています。

これらの合計は、理論上は生産側における総生産額と一致するものですが、実際には推計方法の相違により完全には一致しないため、「統計上の不突合」という項目によりその差を示しています。

### ① 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

#### （１）家計最終消費支出

家計最終消費支出は、県内居住者の家計による消費財やサービスへの支出からなります。

最終消費支出には、購入された財貨・サービスだけでなく、現物で受け取った財貨・サービス、同じ家計内で生産され消費される財貨・サービス（具体的には、農家の自家消費や、持ち家の帰属家賃）が含まれます。また、明示的な料金は課されない金融サービス（FISIM、生命保険等）や、②各種の免許や証明書、旅券等を得るために政府に支払う手数料も含まれます。

その内訳は、国連の示す「個別消費の目的別分類（COICOP1）」に準拠した次の12の目的に分類されています。

- a 食料・非アルコール飲料
- b アルコール飲料・たばこ
- c 被服・履物
- d 住居・電気・ガス・水道
- e 家具・家庭用機器・家事サービス
- f 保健・医療
- g 交通
- h 通信
- i 娯楽・レジャー・文化
- j 教育
- k 外食・宿泊
- l その他

一方、家計が行う住宅の購入は、持ち家サービスを産出する「生産者」としての支出とみなしており、総固定資本形成の方に計上されます。

仕送り金・贈与金・労働組合費など、家計間及び家計から対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなしません。個人税及び税外負担も経常移転となるため、最終消費支出から除かれます。

また、企業が生産過程で使う財貨・サービスについては中間消費として扱い、最終消費支出には含みません。家計からの支出であっても、例えば持ち家に対する維持・修繕などは、持ち家サービスの生産者としての中間消費とみなすため、最終消費支出には含みません。

## (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体とは、経済学上、生産活動とみなされない非営利目的の活動を行う団体であり、宗教法人や私立学校などがこれに含まれます。

対家計民間非営利団体最終消費支出は、こうした主体の活動に伴って行われた消費支出であり、生産側における非市場生産者としての対家計民間非営利団体の産出額から、財貨・サービスの販売（例えば私立学校の学費収入など）と総固定資本形成を除いたものを支出額とみなしています。

## ② 政府最終消費支出

政府最終消費支出は、国、県などの行政機関及びそれに準じる機関による消費支出であり、次の二つを合算したものです。

ア 政府が、無料または経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入した財貨・サービス（これを「現物社会移転（市場産出の購入）」という。）

イ 非市場生産者としての一般政府による財貨・サービスの産出額のうち、財貨・サービスの販売（各種の手数料収入や、国公立大学の学費収入等）と総固定資本形成を除いたもの

## ③ 県内総資本形成

生産者の支出のうち、一定の期間手元に残る資産に対して支払われた金額であるために、「中間消費」には当たらないものを指し、「総固定資本形成」と「在庫変動」からなります。

具体的には、「民間法人企業」「公的企業」「一般政府」「対家計民間非営利団体」及び「家計（個人企業）」といった主体による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えることで推計します。

中間消費と総固定資本形成の区別は、当該期間内に使用され尽くすか、当該期間を超えて将来にも便益をもたらすかを基準としてなされます。例えば、固定資産等の修理についてみると、生産機械の改造や新しい機能の追加など、生産能力の増加や耐用年数の延長をもたらす支出は総固定資本形成に含まれ、単なる破損の修理など正常な稼働を保つための支出は中間消費に分類されます。

### (1) 総固定資本形成

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義（支出された場所が県内であるもののみを対象）により計上します。なお、「民間」は民間法人企業、家計（個人企業）及び対家計民間非営利団体を、「公的」は行政機関などの普通会計、非企業会計及び公的企業を対象とします。

- (a) 耐用年数1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね10万円以上の固定資産の取得に対する支出
- (b) 固定資産の取得に要する直接的経費（人件費を含む）
- (c) 修繕補修のうち改良・改造のために支出した費用（単なる修繕補修は除く。）
- (d) 鉄道用レール及び電線など取替資産の取替分
- (e) 建設工事（建物、道路等）で、建設仮勘定に計上されている県内向け仕掛工事

- (f) 土地改良及び住宅建築向けの支出
- (g) 固定資産として取り扱われる大動植物の取得のための費用
- (h) 他県との間で移転した中古資産（購入した県は取得価額を企業設備に計上すると同時に移入に計上し、売却した県は企業設備から控除すると同時に移出に計上。）
- (i) 複数の県にまたがって使用される移動性償却資産（船舶、車両、航空機等。総務省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査して計上。）
- (j) 住宅（居住専用住宅と、産業併用住宅の居住用部分について計上。）

## (2) 在庫変動

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産の1年度間における物量的増減をその時点の市場価格で評価したものになります。

在庫変動は事業所単位で計上しますが、船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引き渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上します。

なお、在庫変動は、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られますが、この増減額には期首と期末の評価価格の差による変化額も含まれるため、その変化分は除去し、実質的な額を用いています。

## ④ 財貨・サービスの移出入（純）

県外居住者が県内で財貨・サービスを購入することを「移出」といい、ここではプラスに計上されません。逆に、県内居住者が県外から財貨・サービスを購入すると「移入」といい、ここではマイナスに計上されます。

財貨・サービスの移出入（純）は、これら移出と移入の差引額です。

ただし、労働や資産に対して支払われる雇用者報酬や財産所得などはここには含まれず、県外からの所得、または県外への所得として「県外からの所得（純）」に計上しています。

## ⑤ 統計上の不突合

県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は、理論上一致すべきものですが、それぞれの推計方法が異なっているため、推計値は完全には一致せず、差が生じます。この差を統計上の不突合と呼んでおり、一般に「生産側」の総生産を基準として「支出側」の総額を調整するため、支出側にこの項目を設けて総額を一致させています。

## ⑥ 県外からの所得（純）

以上が県内総生産（支出側）の推計であり、生産側における県内総生産との関係は、⑤までの推計により整合します。

一方、「県民総所得」との関係が整合するためには、上記に含まれていない「県外との所得のやりとり」を加味する必要があります。

そこで、雇用者報酬や財産所得のうち、「県外から受け取ったもの」（所得の移入）と「県外へ支払われたもの」（所得の移出）との差引額を「県外からの所得（純）」として記載しています。

県内総生産（支出側）から、生産・輸入品に課される税（控除）・補助金の額と固定資本減耗額（いずれも生産側で推計）を減じ、この「県外からの所得（純）」を加えると、「県民総所得」に一致します。

### [3] 参 考

生産系列における経済活動(SNA経済活動分類)と日本標準産業分類の対応表

SNA経済活動分類	日本標準産業分類(平成25年10月改定)
1 農林水産業 01 農業  02 林業  03 水産業	01 農業 (0113 野菜作農業(きこの類の栽培を含む)のうち「きこの類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業)  02 林業 0113 野菜作農業(きこの類の栽培を含む)のうち「きこの類の栽培」  03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業 04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 05 食料品  06 繊維製品  07 パルプ・紙・紙加工品  08 化学  09 石油・石炭製品  10 窯業・土石製品  11 一次金属  12 金属製品  13 はん用・生産用・業務用機械	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場  11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)  14 パルプ・紙・紙加工品製造業  16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品)  17 石油製品・石炭製品製造業  21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業  22 鉄鋼業  24 金属製品製造業  25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業

<p>14 電子部品・デバイス</p> <p>15 電気機械</p> <p>16 情報・通信機器</p> <p>17 輸送用機械</p> <p>18 印刷業</p> <p>19 その他の製造業</p>	<p>28 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>901 機械修理業(電気機械器具を除く)のうち「空港等で行われる航空機整備」</p> <p>15 印刷・同関連業</p> <p>12 木材・木製品製造業(家具を除く)</p> <p>13 家具・装備品製造業</p> <p>18 プラスチック製品製造業</p> <p>19 ゴム製品製造業</p> <p>20 なめし皮・同製品・毛皮製造業</p> <p>32 その他の製造業</p>
<p>4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業</p> <p>20 電気業</p> <p>21 ガス・水道・廃棄物処理業</p>	<p>33 電気業</p> <p>34 ガス業</p> <p>35 熱供給業</p> <p>36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業)</p> <p>88 廃棄物処理業</p>
<p>5 建設業</p> <p>22 建設業</p>	<p>06 総合工事業</p> <p>07 職別工事業(設備工事業を除く)</p> <p>08 設備工事業</p>
<p>6 卸売・小売業</p> <p>23 卸売業</p> <p>24 小売業</p>	<p>50 各種商品卸売業</p> <p>51 繊維・衣服等卸売業</p> <p>52 飲食料品卸売業</p> <p>53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>54 機械器具卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」</p> <p>56 各種商品小売業</p> <p>57 織物・衣服・身の回り品小売業</p> <p>58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業)</p> <p>59 機械器具小売業</p> <p>60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業)</p> <p>61 無店舗小売業</p> <p>6421 質屋</p>

<p>7 運輸・郵便業</p> <p>25 運輸・郵便業</p>	<p>361 上水道業のうち「船舶給水業」</p> <p>42 鉄道業</p> <p>43 道路旅客運送業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>45 水運業</p> <p>46 航空運輸業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業</p> <p>49 郵便業(信書便事業を含む)</p> <p>861 郵便局のうち「郵便」</p> <p>693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く)</p> <p>791 旅行業</p>
<p>8 宿泊・飲食サービス業</p> <p>26 宿泊・飲食サービス業</p>	<p>75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く)</p> <p>76 飲食店</p> <p>77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)</p>
<p>9 情報通信業</p> <p>27 通信・放送業</p> <p>28 情報サービス・映像音声文字情報制作業</p>	<p>37 通信業</p> <p>862 郵便局受託業</p> <p>38 放送業</p> <p>39 情報サービス業</p> <p>40 インターネット附随サービス業</p> <p>41 映像・音声・文字情報制作業</p>
<p>10 金融・保険業</p> <p>29 金融・保険業</p>	<p>62 銀行業</p> <p>63 協同組織金融業</p> <p>64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業)</p> <p>65 金融商品取引業、商品先物取引業</p> <p>66 補助的金融業等</p> <p>67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)</p>
<p>11 不動産業</p> <p>30 住宅賃貸業</p> <p>31 その他の不動産業</p>	<p>692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料</p> <p>68 不動産取引業</p> <p>691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く)</p> <p>693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む)</p> <p>694 不動産管理業</p>

<p>12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業</p>	<p>70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業</p>
<p>13 公務 33 公務</p>	<p>97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体</p>
<p>14 教育 34 教育</p>	<p>7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 (819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」→保健衛生・社会事業) 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823学習塾、824教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)</p>
<p>15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業</p>	<p>819 幼保連携型認定こども園のうち「保育所型」 6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511社会保険事業団体→公務)</p>
<p>16 その他のサービス 36 その他のサービス</p>	<p>014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (うち791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業</p>

- |    |   |
|----|---|
| 87 | 協同組合(他に分類されないもの)  |
| 89 | 自動車整備業  |
| 90 | 機械等修理業(別掲を除く)<br>(901 機械修理業(電気機械器具を除く)のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) |
| 93 | 政治・経済・文化団体  |
| 94 | 宗教  |
| 95 | その他のサービス業<br>(952 と畜場→食料品製造業)                                     |